

主治医の方へ

診断書作成及び鑑定手続について、ご協力の依頼
(診断書作成前にお読みください。)

旭川家庭裁判所

日ごろ、家庭裁判所の業務に対し、ひとかたならぬご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

ご存じのこととは思いますが、精神上的の障害により判断能力が不十分な方を法的に保護する制度を**成年後見制度**といい、家庭裁判所は、本人の親族などの申立てに基づいて、**後見開始等の審判**を行っています。

本人の親族などが家庭裁判所に後見開始等の審判を求める申立てをするのに当たっては、本人の診断書の提出が必要ですので、主治医の皆様方におかれましては、親族などから求めがありましたら**診断書**を作成くださいますようお願いいたします。

診断書作成の依頼を受ける際に、依頼者から、福祉関係者が作成した「本人情報シート」の提供を受けることがあります。この「本人情報シート」は、診断書を作成する医師に対し、ご本人の生活状況等に関する情報を提供し、医学的判断を行う際の参考としていただくために、家庭裁判所が平成31年4月から導入したものです。

「本人情報シート」の提供を受けた場合には、ぜひ診断の参考資料として御活用ください。なお、記載内容についてのお問合せは、「本人情報シート」の作成者にお尋ねください。

さて、申立て後の手続ですが、後見開始又は保佐開始の申立ての場合、医師による**精神鑑定**をお願いする場合があります(補助開始の場合、原則として鑑定は不要とされております)。

成年後見制度における鑑定とは、判断能力の有無や程度等を医学的な見地から明らかにするための手続ですが、成年後見制度を利用しやすくするためにも、手続的に簡便な鑑定が求められています。かかりつけの主治医の方は、ご本人の精神状況をよく把握されていることが多く、その場合には、精神科の医師に限ることなく、内科医など主治医の方に鑑定をお願いしている事例も少なくありません。

つきましては、主治医の方には、申立て後に鑑定を行うこととなった場合には何とぞお引き受けいただきたく、重ねてお願い申し上げます。なお、鑑定をお引き受けいただけない場合には、可能な限り他の医師をご紹介しますよう、ご協力お願いいたします。

鑑定の要否については、申立てを受け付けた後に、家庭裁判所が個別に判断しておりますが、鑑定をお引き受けいただけるかなどについて、主治医の方のご意向をあらかじめ確認させていただきたいと思っておりますので、お手数ですが、診断書添付の「**診断書附票**」にもご記入くださいますようよろしくお願い申し上げます。

鑑定を行う場合、お引き受けいただいた主治医の方には、後日、裁判所から書面をもって正式に鑑定をお願いすることになりますが、具体的な内容は、下記のとおりです（鑑定を行わない場合、特にご連絡はいたしませんので、ご了承ください。）。制度の趣旨にご理解を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 裁判所から作成をお願いする「鑑定書」は、今回、親族の方等から依頼があった「診断書」とは異なり、家庭裁判所からご依頼する正式な書類です。
- 2 鑑定を引き受けていただいた場合、ご希望があれば、最高裁判所が作成した「鑑定書」のひな形及び「成年後見制度における鑑定書作成の手引」を送付しますので、作成の参考にしてください（同書面は、裁判所ウェブサイトでご覧になることができます。裁判所トップページ（<http://www.courts.go.jp/>）→「後見ポータルサイト」→「手続案内及び各種書式」→「「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」及び「成年後見制度における鑑定書作成の手引」はこちらに掲載しています。」のリンクをたどっていくとあります。）。
- 3 鑑定書は裁判所から書面で正式にご依頼申し上げてからおおむね1か月以内で提出していただくようお願いしております。
- 4 鑑定料は患者さんの負担になりますが、特に金額の定めはございませんので、個別にご相談させていただいております（主治医の場合は、できるだけ5万円以下でお願いしております。）。

*お問い合わせ先 電話0166-51-6172（家裁書記官室後見係）